⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : New chitose Airport A runway Pavement Improving construction, Hokkaido, Japan
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 11 : 00 a.m. 30 April 2015
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 a.m. 10 June 2015 (tenders brought with 11 : 00 a.m. 10 June 2015 or submitted by mail 11 : 00 a.m. 10 June 2015)
⑹　Contact point for tender documentation : Kenichi Fujimoto, Senior Officer of Contracts Division, Contracts of Road, Park, Airport and Agriculture Division, Sapporo Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism North 2, West 19, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060―8506, Japan TEL 011―611―0194 ext. 2270

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年3月31日
独立行政法人水資源機構契約職
副理事長　岩村　和平

◎調達機関番号　563　◎所在地番号　11

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　房総導水路緊急改築横芝揚水機場ポンプ設備改修工事
⑶　工事場所　千葉県山武郡横芝光町於幾地内横芝揚水機場
⑷　工事内容　揚水機場ポンプ設備撤去・製作・据付等　1式
⑸　工期　契約締結の翌日から平成32年8月31日まで
⑹　工事概算数量
・揚排水ポンプ設備製作　1式
（主ポンプ設備（横軸両吸込渦巻ポンプ3.25㎥／s／台）　3台、主ポンプ駆動設備　3台、速度制御装置　3組、系統機器設備　1式、監視操作制御設備　1式、電源設備　1式、付属設備　1式）
・揚排水ポンプ設備輸送工　1式
・揚排水ポンプ設備据付　1式
（既設設備撤去、新設設備据付・調整・試運転、既設設備整備）
⑺　その他
①　本工事は、入札時に価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。
②　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
③　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注間の双務性向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（水資源機構ホームページの「入札・契約情報／お知らせ」に記載）に基づき行うこととする。
本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）にて行うこととする。
なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
④　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を満たしている者であること。
⑴　以下の各号に該当しない者であること。
①　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
②　独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本入札公告の日から過去2年以内に次のⒶからⒼまでのいずれかに該当する事実があると認められる者
Ⓐ　契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実
Ⓑ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
Ⓒ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
Ⓓ　監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
Ⓔ　正当な理由なくして契約を履行しなかった事実
Ⓕ　受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
Ⓖ　Ⓐから(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
③　機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
④　会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑤　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑥　営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
⑦　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）
なお、届出の義務を履行しているか否かを確認するため、総合評定値通知書の写しを提出すること。
・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務
⑵　機構における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち機械設備工事の認定を受けていること。
⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
⑷　本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑸　経常建設共同企業体及び事業協同組合等として確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として確認申請書等を提出することができない。
⑹　次の条件を満たす同種工事の施工実績を有していること。
①　本工事における確認申請書等の提出期限までに元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有していること。
【同種工事として認める施工実績の要件】
・回転数制御を行う複数台で構成されるポンプ設備を製作し据付した工事
※「ポンプ設備」とは、主ポンプ設備（ポンプ形式は陸用の高圧（600Ｖを超える）電動機駆動の両吸込渦巻ポンプに限る）、主ポンプ駆動設備、系統機器設備及び監視操作制御設備により構成される設備とする。
※「製作し据付した工事」とは、自らポンプ設備全体のシステム設計を行い、ポンプ設備を構成する設備全体の施工をした工事をいう。